

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 27 年 7 月 28 日

1 はじめに

平成 27 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、春季労使交渉で賃上げが妥結した労働組合員である組織労働者は 4 月から賃上げが実施されたものの、団体交渉の機会が無い未組織労働者、特に最低賃金近傍で働く労働者は「ワーキングプア」と呼ばれる水準にとどまっていること等から、将来への不安を払拭し安心感を醸成できるよう、暮らしの底上げに直結する最低賃金の大幅な引上げが必要であると主張した。

また、審議に当たっては、経済的に自立し、人たるに値する生活を営むことのできる最低賃金の適正な水準を念頭に置いて議論していくべきであり、賃金改定状況調査（第 4 表）に基づく引上げ幅のみの議論に終始すべきでない、と主張した。

現在の最低賃金の水準は、こうした観点からすれば不十分と言わざるを得ない。したがって、平成 26 年平均の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の 3.3% に加え組織労働者の賃上げ結果を上回る引上げが必要であると主張した。また、この物価上昇は各ランクに共通の事象であること等を踏まえた審議が必要である。

また、ランク間の水準の差も拡大してきており、経済実態に応じて全国的な整合性を確保できるような目安とすべきであると主張した。

さらに、雇用戦略対話合意の全国で最低でも 800 円という目標到達へ向け、また地域活性化という観点からも、早期に 800 円到達への道筋を示す目安額とすべきである。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

なお、本年の審議においても論点となった最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮すべき事実について参考にすべき資料等に関しては、目安全協で議論を尽くし、来年度の審議に万全を尽くすことが必要であることを主張した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、企業の経営環境は、安倍政権の経済政策によって、総じて改善してきているが、中小企業・小規模事業者では、円安による原材料価格の高騰や電

力料金の増大などによるコスト増や、人手不足による人件費の増大への対応に苦慮していることに加えて、取引先企業の海外進出による受注の減少、地域における人口減少などのマイナス要因もあり、景況感に大きな改善が見られるまでには至っていないこと、ギリシャの財政危機や中国の金融市場の混乱など、日本の実体経済の先行きについても不透明感が強まっていることを主張した。その上で、このような現状を踏まえると、中小企業・小規模事業者の活力を削ぐような事態を招くことになれば、地域の雇用・経済に深刻な悪影響を与えることになることを主張した。

また、過去5年間にわたって、生活保護との乖離解消や、生産性に関係なく引上げを最優先する審議が続いたことにより、中小企業の支払能力を超えた大幅かつ急激な引上げが続いてきた結果、影響率も上昇し、最低賃金の引上げが企業経営に与えるインパクトが従来以上に高まっていると主張した。

さらに、賃金水準の引上げは生産性向上に裏付けられた付加価値の増加を伴うものでなければならず、中小企業や小規模事業者にとってベアに相当する最低賃金の引上げは、生産性向上とセットで考えるべきである。したがって、中小企業・小規模事業者に対する生産性向上のための政府の支援策の成果が生産性の上昇という明確な形で認められることが大変重要であり、十分な生産性の上昇が確認できないまま、最低賃金の大幅な引上げだけが求められることになれば、引上げの具体的な根拠が説明できない目安を地方最低賃金審議会に示すことになる。そうなれば、地方での審議において大きな混乱を招くことになり、ひいては、目安そのものに対する信頼が失われることになりかねないと主張した。

その上で、今年度のランク別の目安については、「法の原則」である、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の特に第4表のデータを重視した審議を行うとともに、最低賃金のほり付き状況などを踏まえた、ランクごとの実態を反映した目安とすべきである。また、物価の上昇分を最低賃金の引上げで充当することについては、これまで物価が下落する中で、企業自らが生産性の向上に努め、経済の回復に先行して最低賃金の引上げに協力してきたこと、最近ようやく一部で経済状況が追いついてきたとはいえ、中小企業の生産性の向上が未だに確認できていない、ということ踏まえ、慎重に検討すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに下記1の公益委員見解が取りまとめられることについて、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の 4（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）及び「『日本再興戦略』改訂 2015」（同日閣議決定）に特段の配慮をし、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」及び「『日本再興戦略』改訂 2015」に掲げられた中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望する。

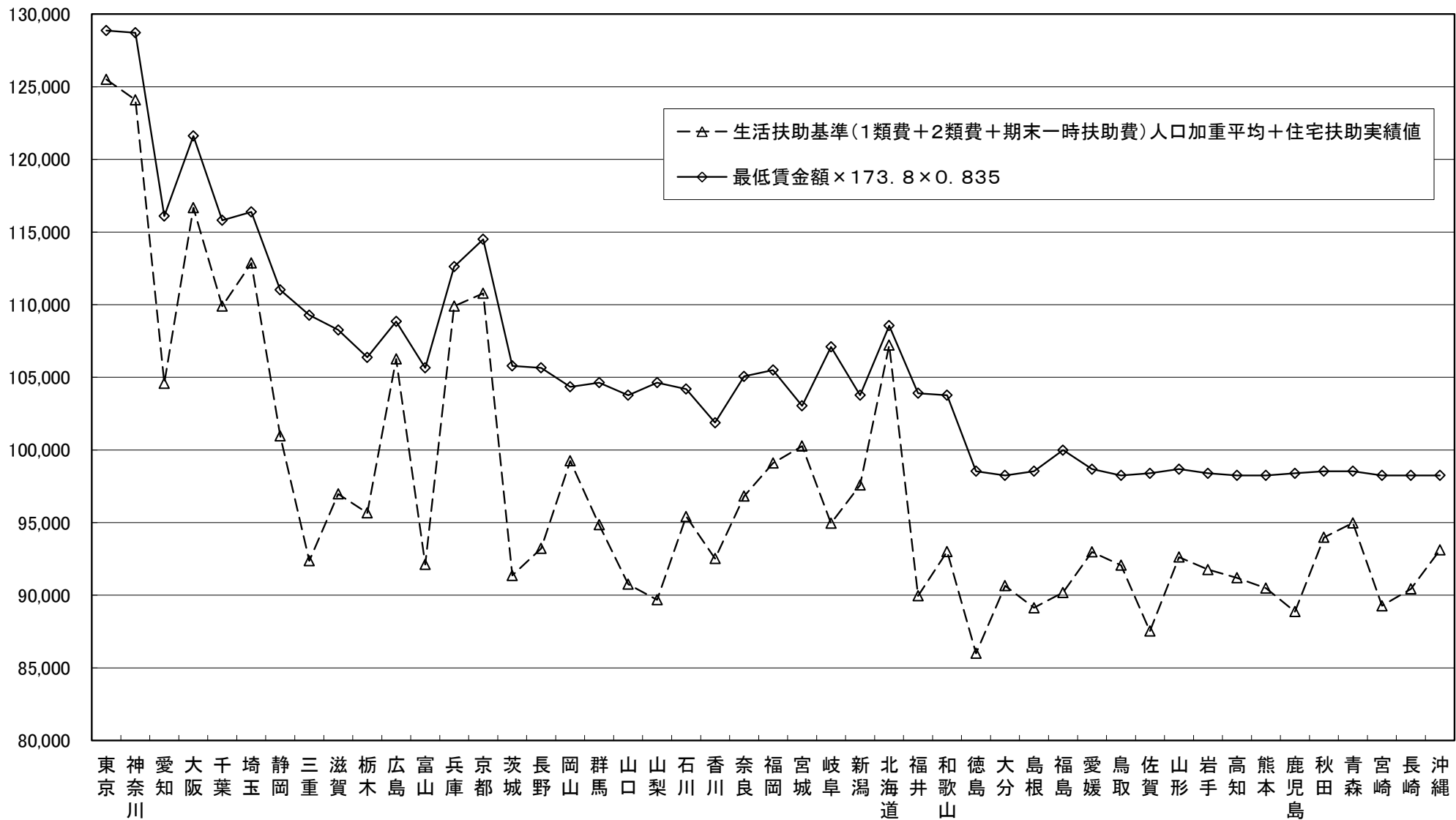
また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは平成25年度、最低賃金のデータは平成26年度のもの。
 注4)0.835は時間額664円で月173.8時間働いた場合の平成25年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。